

法務省民二第853号


平成24年3月30日

法 務 局 長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長

独立行政法人福祉医療機構が発行する不動産登記申請関係書類への押印の取扱い
について（依命通知）

標記について、別紙甲号のとおり独立行政法人福祉医療機構理事長から民事局長宛て
照会があり、別紙乙号のとおり回答がされましたので、この旨貴管下登記官に周知方取
り計らい願います。



年業第0326001号

平成24年3月26日

法務省民事局長 殿

独立行政法人福祉医療機構

理事長 長野

独立行政法人福祉医療機構が発行する不動産登記申請関係書類
への押印の取扱いについて（照会）

当機構の業務に関する登記申請等の手続につきましては、平素より御指導、御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、不動産登記申請を行う場合に必要な書類には登記権利者（権利承継者を含む。）又は登記義務者の代表者印又は代理人印の押印が必要ですが、当機構が保有する債権は平成23年度9月末現在で約36万件あり、担保権抹消登記だけでも年間5万件という膨大な量となるため、登記関係書類すべてに押印を行うのは事務手続上困難を極めるところです。

つきましては、原則として、当機構が作成する不動産登記申請関係書類への代表者印又は代理人印の押印に代えて、当該印鑑の印影を当該不動産登記申請関係書類に印刷したものを、貴管下法務局又は地方法務局に提出させていただく取扱いとして差し支えないか照会します。

なお、差し支えない場合は、その旨を貴管下法務局及び地方法務局登記官に対して周知いただきますよう併せて依頼します。

法務省民二第852号

平成24年3月30日

独立行政法人福祉医療機構

理事長 長野 洋 殿

法務省民事局長 原 優

独立行政法人福祉医療機構が発行する不動産登記申請関係書類への押印の取扱い
について（回答）

平成24年3月26日付け年業第0326001号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。